

平成27年7月2日

各 位

一般社団法人 日本病院薬剤師会

平成27年度 感染制御認定薬剤師の認定申請について（Q&A）

「平成27年度 感染制御認定薬剤師の認定申請」に係るQ&Aを作成いたしました。今回、当該認定申請を検討されている方はご確認ください。

感染制御認定薬剤師の認定申請に関するQ&A

(問1)

認定申請資格（2）にある「薬剤師としての実務経験を5年以上有し、」というのは、薬剤師免許登録後5年間以上の期日が経過していればよいのでしょうか。

（答）

「薬剤師としての実務経験を5年以上有し、」とは、医療機関等で実際に薬剤師職員として5年以上従事していることを指します。そのため、薬剤師免許登録後の学生、大学・企業等で研究開発等に従事した期間は対象外となります。

(問2)

認定申請資格（2）にある「薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本病院薬剤師会あるいは日本薬剤師会の会員であり、かつ、別に定める学会のいずれかの会員であること。」において、会員歴が認定審査で問われることはあるのでしょうか。

（答）

会員歴は認定審査で問われることはありません。申請時に、認定申請資格に記載のある団体に入会していることが認定申請の条件となります。

(問3)

認定申請資格(4)が平成27年2月14日に改定されていますが、今回の申請ではどの認定薬剤師を取得していれば認定申請資格(4)を満たすことになりますか。

（答）

平成33年度までに更新申請するものにあっては従前の認定申請資格（日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で差し支えありませんので、今回は更新申請時に日本医療薬学会認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師が認定申請資格(4)を満たします。

なお、日病薬病院薬学認定薬剤師は平成30年度から認定を行う予定です。

(問4)

現在、日本薬剤師研修センター認定薬剤師の認定申請中です。近々、認定される見込みですが、この場合でも感染制御認定薬剤師の認定申請を行うことは可能でしょうか。

（答）

申請時において、日本薬剤師研修センター認定薬剤師でなければなりません。したがって、「近々、認定される見込み」という場合は、感染制御認定薬剤師の認定申請の対象とはなりません。認定申請資格（4）にあるすべての認定薬剤師が同様の取扱いとなります。

(問5)

日本病院薬剤師会生涯研修の認定証を平成20年～平成22年までの3年間および平成24年～平成26年まで3年間ずつ合計6年間にわたり、単年度の生涯研修認定を受けております。通算すると6年間の認定を受けている状況ですが、平成23年度は、業務が多忙だったため、生涯研修の単年度認定の申請を行うことができませんでした。この場合でも、感染制御認定薬剤師の認定申請を行うことは可能でしょうか。

(答)

日本病院薬剤師会の生涯研修履修認定薬剤師とは、生涯研修認定制度に定める所定単位を5年間連続して取得された方に認定が与えられるものであり、通算で5年以上あっても連続して取得していなければ履修認定に該当しません。したがって、感染制御認定薬剤師の認定申請の対象とはなりません。

また、生涯研修履修認定の有効期限は5年間です。有効期限内に感染制御認定薬剤師の認定申請を行う必要がありますのでご注意ください。

(問6)

認定申請資格（5）にある「申請時において、引き続いて3年以上、施設内の感染対策委員会または院内感染対策チームの一員（院内感染対策チームと連携しての活動を含む）として感染制御活動に従事していること」という要件について、海外留学、転勤、産休・育休等による勤務中断がある場合、連続性についてはどの程度まで許容されるのでしょうか。

(答)

認定審査委員会で個別に審査いたします。したがって、認定申請する際には、中断した理由と中断期間などを記述した説明文書（書式自由）を添付してください。

なお、様式2において、申請者本人が所属長の場合は、施設長の署名もしくは記名・押印としてください。

(問7)

認定申請資格（6）にある「施設内において、感染制御に貢献した業務内容及び薬剤師としての薬学的介入により実施した対策の内容を20例以上報告できること。」の「20例以上」とはどのように解釈するのでしょうか。

(答)

実務経験として20例以上を求めているということであって、それ以上の報告があつても申請書には20例分のみを厳選して記載してください。

「感染制御に貢献した内容」とは、下記の7項目について申請者個人が薬学的な介入、支援したことを指します。業務内容の報告には、薬剤師として申請者本人が感染制御に貢献した具体的な内容を、下記の①～⑦の項目のうち5項目以上についてそれぞれ1例以上、必ず項目番号順に記載してください。（ただし1項目10例以下にしてください）。また、他の医療従事者など複数で感染制御に貢献した場合には、申請者本人がどのように関与・寄与したのかを明確にしてください。

- ① 院内ラウンド・抗菌薬などのサーベイランスを積極的に実施または参画し、薬剤師として薬学的介入及び支援したことで感染制御に貢献した事例、症例。
- ② 薬物血中濃度モニタリング業務を積極的に実施し、薬剤師として薬学的介入及び支援したことで感染制御に貢献した事例、症例。薬剤名、用法・用量、トラフ値などを必ず記載してください。

- ③ 薬剤管理指導業務、病棟業務などにおいて、薬剤師として薬学的介入及び支援したことで感染制御に貢献した事例、症例。
- ④ I C C 、 I C T 、薬事委員会などにおいて、薬剤師として薬学的知識、技術などを活用して感染制御に貢献した事例。
- ⑤ 薬剤部門での業務(製剤、注射剤調剤など)において、薬剤師として薬学的知識、技術などを活用して感染制御に貢献した事例(注射剤調製方法の手順変更など)。
- ⑥ 各医療機関・施設単位で感染対策マニュアルや抗菌薬ガイドラインを作成・変更して感染制御に貢献した事例。
(医療機関・施設で実際に使用されているガイドライン等で申請者個人が関与した内容について、具体的な内容を記載してください。)
- ⑦ 院内(施設内)においてその他の感染制御に貢献した事例、症例。

(問8)

業務内容の要約を作成する際の留意点はありますか。

(答)

- 1. 感染制御に特化した内容を厳選し申請者個人の関与・貢献(「介入内容」「結果(実際の治療)」「評価・転帰」)を具体的に記載してください。(説明が不十分な報告、通常の薬剤師業務と判断される報告、関与・貢献が不十分な報告は不認定とする可能性があります。)
- 2. 最新の知見に基づいて妥当な内容の報告を記載してください。
- 3. 分量の加減により患者の状態が変化した場合は、必ず薬剤量・検査値等の変化がわかるように記載してください。
(前後の因果関係が不明瞭な場合は不認定とする可能性があります。)
- 4. 1業務報告あたり150字以上500字以内(要約の本文として)に要約してください。
- 5. 類似した内容は一つの報告にまとめてください。
- 6. 薬剤名は、商品名ではなく、一般名を用いてください。
- 7. 略語・略名については関連学会の用語集に準じ、特殊な病名等については初出時に『正式名称(略号)』というように記載してください。
- 8. 単位の記載漏れ、誤字、脱字のないようにしてください。(誤字の例:他剤⇒多剤、ポビドンヨード⇒ポビドンヨード)
(単位の記載漏れ、誤字、脱字は不認定とする可能性があります。)

(問9)

現時点では全ての認定申請資格を満たしておりませんが、認定申請を行えば認定申請資格(6)の業務内容の要約20例を審査されるのでしょうか。

(答)

認定申請資格(6)の業務内容の要約20例は、他の認定申請資格を全て満たしている場合のみ審査いたします。

(問10)

認定申請資格(7)にある「所定の単位(20時間、10単位)」とは、どのように解釈すればよいのでしょうか。

(答)

認定申請の対象となる講習会受講の累積時間を計算して、20時間以上に達すれば認定

申請の対象となります。

(問11)

認定申請の対象となる講習会について、どのようなものが該当するのでしょうか。

(答)

日本医療薬学会、日本薬学会、日本臨床薬理学会、日本TDM学会、ICD制度協議会に加盟している学会・研究会が実施する感染制御に関する講習会・セミナーや日本病院薬剤師会が認定する厚生労働省、都道府県、日本病院薬剤師会、各都道府県病院薬剤師会が実施する感染制御に関する講習会・セミナー等が該当します。

いずれの講習会においても、「受講の証明となるもの」および「プログラム」の添付がない場合には、無効といたします。なお、各学術団体が実施する学術大会・年会への参加は新規申請の単位に該当しませんので、学会参加証（ネームカード）は受講の証明とはなりません。

認定申請資格（7）「別に定める学会」（日本医療薬学会、日本薬学会、日本臨床薬理学会、日本TDM学会、ICD制度協議会に加盟している学会・研究会）についての問い合わせは日本病院薬剤師会事務局にお願いします。

(問12)

平成27年5月に開催された感染制御専門薬剤師講習会（福岡会場）の受講証書の写しを今回の申請に提出しようと思いますが、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールは別途日病薬病院薬学認定薬剤師制度の申請に使用することができますか。

(答)

本会専門薬剤師制度の研修会で取得した単位を本会専門薬剤師制度の申請単位として使用した場合、当該単位を日病薬病院薬学認定薬剤師制度の取得単位として使用することはできません。（本会専門薬剤師制度の研修会で取得した単位を日病薬病院薬学認定薬剤師制度の取得単位として使用した場合、当該単位を本会専門薬剤師制度の申請単位として使用することはできません。）

従いまして、平成27年5月に開催された感染制御専門薬剤師講習会（福岡会場）を初めとして、平成27年4月1日以降に開催された感染制御領域の講習会（日病薬並びに都道府県病薬等の研修会実施機関が実施した感染制御領域の講習会について、申請者が当該講習会で日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールを受領した場合に限る）を今回の申請に提出する場合は、参加証書・受講証書などの写しに日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シール（原本）を貼付して下さい。

なお、今回の感染制御認定薬剤師の認定申請に不認定となった方に限り、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールを貼付した参加証書・受講証書などの写しを返却いたします。

(問13)

感染制御認定薬剤師認定試験に合格しましたが、試験合格の有効期間は決められているのでしょうか。

(答)

感染制御認定薬剤師認定試験に合格した際の有効期間は試験合格後1年間です。

「試験合格の有効期間は1年間」とは、試験と同一年度の認定申請及び次年度の認定申請（試験合格時より約1年後）の2回にわたり有効ということです。

(問14)

感染制御認定薬剤師の認定申請に提出した申請書類は、後日、申請者に返却されるのでしょうか。

(答)

申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。なお、申請書類は、一定期間保管した後、適切に処理いたします。

(問15)

感染制御認定薬剤師の認定申請後の認定審査料の返納は、可能なのでしょうか。

(答)

認定審査料は審査結果に関わらず返納いたしませんので、予めご了承ください。